

設O-1. 基本事項

Ver.3.00

(1) 運用規準制定の目的と適用範囲

枠組壁工法による耐火建築物を設計・施工するにあたっては、良好な建築物ストックの形成および都市防災の観点から、法令の要求する耐火性能が適正に発揮されるようにしなければならない。

そのため(社)日本ツーバイフォー建築協会(以下「当協会」とする)では日本建築行政会議(JCBA)防災部会との協議を重ねて「**枠組壁工法耐火建築物の設計・施工に関する運用規準**」(以下「運用規準」とする)を定めている。

■**枠組壁工法耐火建築物の設計・施工に関する運用規準**
参考資料 資-1 節参照

■運用規準制定の目的

「枠組壁工法耐火建築物の設計・施工に関する運用規準」1. 目的より

この運用規準は、国土交通大臣認定に基づく枠組壁工法耐火建築物の設計・施工が適正に行われるよう、当該建築物を設計・施工するものが遵守すべき重要事項、運用手続き等について定めることにより、枠組壁工法耐火建築物の健全な普及を図ることを目的とする。

■運用規準の適用範囲

枠組壁工法による耐火構造に関して、当協会では次のふた通りの認定耐火構造を管理している。

- ① 当協会が国土交通大臣認定を取得した耐火構造仕様
- ② 他社が国土交通大臣認定を取得^(※1)し、当協会が管理・運用等を委託されている耐火構造仕様

(※1)

他社が国土交通大臣認定を取得し、当協会が管理・運用している耐火構造の例として、ニチハ(株)、吉野石膏(株)の共同開発による外壁耐火構造がある。
(平成24年11月現在)

「枠組壁工法耐火建築物の設計・施工に関する運用規準」2. 適用範囲より・一部読み替え

この運用規準の適用範囲は、つぎの通りとする。

- (1) 当協会が大臣認定を取得した耐火構造認定(以下「本認定」という。)を用いた枠組壁工法耐火建築物
- (2) 本認定を一部分に用いた枠組壁工法耐火建築物
- (3) 本認定を用いるその他の建築物

設O-1. 基本事項

(2) ふたつの資格登録制度

当協会が定める運用規準では、その目的・役割から「登録設計者」と「耐火検査員」という、ふたつの資格制度を設けており、当協会が開催する講習会を受講することで資格を付与している。

■登録設計者（正式名「枠組壁工法耐火建築物設計・工事監理者」）

「枠組壁工法耐火建築物の設計・施工に関する運用規準」3.1基本事項より・一部読み替え
 本認定を用いた建築物の設計者および工事監理者は当協会が主催する「木造耐火構造技術基準講習会」を受講し、当協会に「枠組壁工法耐火建築物設計・工事監理者」として登録したもの（以下「登録設計者」という。）でなければならない。また、設計または工事監理を行うにあたっては「枠組壁工法耐火建築物設計・工事監理者登録証」を携帯し、責任をもってその業務を遂行しなければならない。

■耐火検査員（正式名「枠組壁工法耐火構造工事検査員」）

「枠組壁工法耐火建築物の設計・施工に関する運用規準」3.1基本事項より
 工事施工者は、当協会が定める「枠組壁工法耐火構造工事検査員」（以下「耐火検査員」という。）として当協会に登録した者による工事検査を実施しなければならない。

両者の制度上の違いを下表に示す。

資格略称	登録設計者	耐火検査員
資格正式名称	枠組壁工法耐火建築物設計・工事監理者	枠組壁工法耐火構造工事検査員
資格証名	枠組壁工法耐火建築物設計・工事監理者登録証	検査員登録証 ^(※注1)
資格が付与・更新される講習会	木造耐火構造技術基準講習会	耐火構造検査員講習
講習会受講対象者	だれでも受講可能 ^(※注2) ただし、資格付与には下段に記載の資格登録要件が要る	当協会会員会社に所属し、下段に記載の資格登録要件を満たす者に限る
資格登録要件	①建築の実務経験が5年以上あること ②以下の資格免許のうちいずれかを有していること ・一級建築士 ・二級建築士 ・木造建築士 ・一級建築施工管理技士 ・二級建築施工管理技士 (仕上げのみは不可)	①当協会が定める自主工事検査員であること ②建築の実務経験が3年以上あること ③以下の資格免許のうちいずれかを有していること ・一級建築士 ・二級建築士 ・木造建築士 ・一級建築施工管理技士 ・二級建築施工管理技士 (仕上げのみは不可) ・枠組壁建築技能士
登録有効期限	講習受講後5年間 (当該月の末日まで)	講習受講後3年間 (当該月の末日まで)

■耐火検査員の制度に関する詳細について

左記の運用規準とは別に「枠組壁工法耐火構造検査規程」を設けており、その中に資格登録などの詳細が定められている。

(※注1)

検査員登録証の中には次の3つの資格について、どの資格を有しているかが表示されている。

- ・ 自主工事検査員
- ・ 住宅瑕疵担保責任保険団体検査員
- ・ 耐火構造検査員
(=耐火検査員)

この中で「耐火構造検査員」として表示のない者は耐火検査員ではない。

(※注2)

木造耐火構造基準講習会は登録設計者の資格付与・更新だけでなく、認定耐火構造の工法普及も目的としているため、資格登録要件を満たさない者でも受講することはできる。

設O-2. 登録設計者の義務

(1) 建築確認申請時における使用承諾書添付義務

登録設計者は、当協会の認定耐火構造を使用した建物を建築するにあたっては、必ず一棟ごとに大臣認定仕様使用承諾書の発行を当協会に申請し、建築確認申請ではこれを添付しなければならない。

「枠組壁工法耐火建築物の設計・施工に関する運用規準」3.1基本事項より

建築確認申請には、当協会が定めた「枠組壁工法耐火建築物標準仕様書」(以下「標準仕様書」という。)、および構造詳細図としての「枠組壁工法耐火建築物標準詳細図」(以下「標準詳細図」という。)を用いることとし、「枠組壁工法耐火建築物大臣認定仕様使用承諾書」(以下「使用承諾書」という。)を添付することとする。

「枠組壁工法耐火建築物の設計・施工に関する運用規準」3.2運用手順より抜粋・一部省略

登録設計者は、設計完了段階で、一棟毎に耐火構造の大臣認定仕様の使用承諾書を当協会へ申請する。使用承諾申請者は登録設計者に限られる。

使用承諾書については、指定様式である「枠組壁工法耐火構造大臣認定仕様使用承諾申請書」(以下「使用承諾申請書」とする)を用い、所定の発行手数料を支払って、当協会へ発行を依頼する。

登録設計者は使用承諾申請段階で耐火検査員を決めて、仕様承諾申請書の記載欄にこれを記入して申請しなければならない。

■「標準仕様書」と「標準詳細図」の入手方法

使用承諾書の発行を申請する際に用いる、使用承諾申請書により当協会へ発行を依頼する。(有料)

なお、この標準仕様書と標準詳細図については、当協会会員に限り協会HPより無料でダウンロードできる。

■「使用承諾申請書」の入手方法

当協会HPよりダウンロードできる。

■「使用承諾書」の発行手数料

巻末資料「枠組壁工法耐火建築物の設計・施工に関する運用規準(解説付き)」を参照。

社団法人 日本ツーバイフォー建築協会 技術部 行 (FAX 03-5157-0832) 様式1の1

枠組壁工法耐火構造大臣認定仕様使用承諾申請書

申請年月日: 平成 年 月 日

登録設計者: 株式会社 [] () 会員外: 会員

住所: [] 市 [] 区 [] 丁目 [] 番 [] 号 []

連絡先: TEL [] FAX []

工事名称: []

建築場所: []

建築区分: []

申請設計者: [] () 会員外: 会員

申請設計者 (工事監理) 氏名: []

建物種別: []

申請物件概要: []

耐火構造: []

耐火構造検査員氏名(会社): []

発行手数料(標準価格、送料別記) 振込先 三井住友銀行 東京公団部 普通預金 No.144527

標準仕様書・標準詳細図 □ 会員外 3,000円 □ 会員 30,000円 (使用承諾書、大臣認定書の写し、印刷)

申請物件用一棟(面積50㎡未満) □ 会員 3,000円 □ 会員外 30,000円 (使用承諾書、大臣認定書の写し、印刷)

申請物件用一棟(面積50㎡以上) □ 会員 5,000円 □ 会員外 50,000円 (使用承諾書、大臣認定書の写し、印刷)

送付先: □ 登録設計者の住所 □ 登録設計者と異なる住所

振込領収書を貼って下さい(レバンカの振込みの場合は、振込明細書をご送付下さい。)

(1/2頁) 社団法人日本ツーバイフォー建築協会 H24.10.01

申請建築物の設計に使用している認定を使用欄(□)に印す

枠組壁工法耐火構造大臣認定仕様使用表

部位	認定番号	構造方法の名称等
耐火切梁 (耐力壁)	FP0602P-0000	耐火強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
	FP0602P-0001	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
耐火切梁 (耐力壁)	FP0602P-0002	ロックワール断熱材突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
	FP0602P-0003	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
耐力壁	FP0602E-0000	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
	FP0602E-0001	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
耐力壁	FP0602E-0002	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
	FP0602E-0003	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
耐力壁	FP0602E-0004	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
	FP0602E-0005	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
耐力壁	FP0602E-0006	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
	FP0602E-0007	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
耐力壁	FP0602E-0008	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
	FP0602E-0009	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
耐力壁	FP0602E-0010	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
	FP0602E-0011	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
耐力壁	FP0602E-0012	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
	FP0602E-0013	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
耐力壁	FP0602E-0014	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
	FP0602E-0015	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
耐力壁	FP0602E-0016	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
	FP0602E-0017	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
耐力壁	FP0602E-0018	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
	FP0602E-0019	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
耐力壁	FP0602E-0020	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁
	FP0602E-0021	ロックワール突でん/両面強化せつこうボードまたは木製枠組壁仕切梁

※表の実施においては、登録設計者が申請のあった仕様使用表(様式1の1の第2頁)に当協会の確認印、発行番号等を記入したもののコピーを用いるものとする。

(2/2頁) 社団法人日本ツーバイフォー建築協会 H24.10.01

枠組壁工法耐火構造大臣認定仕様使用承諾申請書(使用承諾申請書)

図 設O-2(1)-1

設O-2. 登録設計者の義務

Ver.3.00

(2) 当協会への建築確認済／工事完了の報告義務

「枠組壁工法耐火建築物の設計・施工に関する運用規準」3.2 運用手順より
登録設計者は、建築確認済証の交付を受けた後、速やかに建築確認番号、特定行政庁または指定確認検査機関名を当協会に報告することとする。

「枠組壁工法耐火建築物の設計・施工に関する運用規準」3.2 運用手順より
登録設計者は、工事完了後、工事完了報告書を当協会に提出することとする。

登録設計者には建築確認済証の交付を受けた時と工事完了時、2度の報告義務がある。これらの報告は同じ様式「枠組壁工法建築物 建築確認・工事完了報告書」にて行う。

■「枠組壁工法建築物 建築確認・工事完了報告書」の入手方法
当協会HPよりダウンロードできる。

枠組壁工法建築物 建築確認・工事完了報告書

図 設O-2-(1)-2

(3) 他、登録設計者として行うこと

- ・ 工事監理者として、耐火検査員による耐火構造工事検査を実施するための手配・段取りをする。
- ・ 工事監理者として、耐火検査員より耐火構造工事検査の記録を受け取り、耐火構造工事検査の報告を受ける。
- ・ 工事監理者として、耐火構造工事検査の記録を工事監理報告書として15年間保管する。

【注意】

耐火検査員の資格を有していない者が、当協会の定める耐火構造工事検査を実施してはいけない。

よって、登録設計者の資格しか有していない者は耐火構造工事検査を実施してはいけない。